

【別添 1】

国自環第 122 号
平成 20 年 10 月 2 日

大阪航空サービス株式会社社長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長
矢作 伸一

放射性同位元素の運搬の停止について

(社)日本アイソトープ協会が 9 月 24 日に発送した放射性同位元素が輸送中に所在不明になった件については、現在もなお輸送物が発見されるに至っておらず、国民に多大な不安を与えており、誠に遺憾である。

国土交通省によるこれまでの調査の結果、貴社にあっては、放射線障害防止法関係法令を遵守していない事実、すなわち、運搬に従事する者に対し、放射性輸送物の取扱い方法等について教育及び訓練を行っていないと認められる(同法第 18 条第 1 項違反)ので、同法第 4 項に基づき放射性同位元素の運搬の停止を命ずる。

(参考)

(運搬に関する確認等)

第十八条 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「許可届出使用者等」という。)は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令。)で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2、3 (略)

4 第一項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5～10 (略)

【別添 2】

国自環第 122 号の 2
平成 20 年 10 月 2 日

社団法人日本アイソトープ協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長
矢作 伸一

輸送中の放射性同位元素の所在不明事案に係る
大阪航空サービス株式会社への対応について

貴協会が 9 月 24 日に発送した放射性同位元素が輸送中に所在不明になった件については、現在もなお輸送物が発見されるに至っておらず、国民に多大な不安を与えており、誠に遺憾である。

貴協会は、既に放射性同位元素の輸送物の取扱いは、大阪航空サービス株式会社には実施させない措置を講じていると承知しているが、引き続き、法令を遵守した安全で確実な輸送が確保されるまでの間は、当該措置を継続されたい。

【別添3】

国政参復第 112 号
国自環第 122 号の 2
平成 20 年 10 月 2 日

(株)日陸 取締役社長 菅原 務 殿
西濃運輸(株) 代表取締役社長 田口 義隆 殿

国土交通省政策統括官
参事官(複合物流) 志村 務
国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長 矢作 伸一

輸送中の放射性同位元素の所在不明事案に係る大阪航空サービス株式会社
への対応について

(社)日本アイソトープ協会が 9 月 24 日に発送した放射性同位元素が輸送中に所在不明になった件については、現在もなお輸送物が発見されるに至っておらず、国民に多大な不安を与えており、誠に遺憾である。

既に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 33 年法律第 167 号)」に基づき、放射性同位元素の取扱いは、大阪航空サービス株式会社には実施させない措置が講じられているところであるが、貴社においても、法令を遵守した安全で確実な輸送が確保されるまでの間は、当該措置を十分認識の上、対応することとされたい。